

新型コロナウイルス感染症に対応した
「札幌市における教育活動のガイドライン」
(令和2年3月30日作成 令和3年5月13日改訂)

目次

1	保健管理等に関する事	1
(1)	感染症対策について	1
(2)	出席停止等の扱いについて	3
(3)	医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒について	4
(4)	海外から帰国・再入国した幼児児童生徒への対応について	4
(5)	心のケアについて	4
(6)	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	5
(7)	健康診断について	5
(8)	清掃・消毒について	5
(9)	換気について	7
2	学習指導等に関する事	9
(1)	各教科等の指導における感染症対策等に関する事	9
(2)	通級指導教室に通う児童生徒への対応について	10
(3)	幼稚園における水を使った遊び等について	10
3	学校行事の実施に関する事	10
4	部活動に関する事	11
5	学校給食等の食事をとる場面に関する事	12
(1)	教室での対応について	12
(2)	調理・配膳等について	13
(3)	幼稚園における食事について	13
(4)	弁当などによる食事の場面	13
6	幼稚園の預かり保育に関する事	13
7	公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事	14
8	学校の活用に関する事	14
(1)	放課後児童クラブ	14
(2)	行政財産の目的外使用	14
9	保護者への情報発信に関する事	14
別紙	幼稚園において特に留意すべき事項について	15

1 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」である。

また、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解によると、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集していた、③近距離での会話や発声が行われた、この3つの条件が重なっていることである。このため、この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、感染拡大のリスクを可能な限り低減するため、この3つの条件のうち1つでも整わない状況を目指すこと、併せて「大声」に注意することが重要である。学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かないところでの児童生徒等の行動が大きな感染リスクとなるため、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、適切な行動をとることができるよう指導を行うことも重要となる。

文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和~~2~~3年~~12~~4月~~3~~28日改訂）では、感染症対策は地域の感染レベルに応じて行うこととされている。札幌市においては~~引き続き感染経路が不明の感染者が発生していることから~~、「まん延防止等重点措置」が適用されていることに加え、市内での感染拡大状況や「札幌市医療非常事態宣言」が発令されている状況を勘案すると、緊急事態宣言並みの感染症対策を行うことが必要であることから、札幌市の感染レベルは、当~~分~~面の間、「レベル~~2~~3」に該当すると考える。

これらのことを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

なお、幼稚園においては幼児特有の事情を考慮し、別紙「幼稚園において特に留意すべき事項について」を参考とすること。

ア 感染源を絶つこと

学校内での感染拡大を防ぐには、可能な限り学校にウイルスを持ち込まないようにすることが重要であるため、幼児児童生徒本人の家庭での朝の検温と健康観察を徹底し、発熱など風邪等の症状がある場合は、登校しないことを徹底する。併せて、子どもの感染事例の多くは家庭内で発生していることを踏まえ、幼児児童生徒と同居している者にも毎日健康状態を確認するようお願いし、家族に症状がある場合も登校しないよう保護者に周知する。

また、家庭での健康観察の状況を健康チェック表等（校務支援システムのキャビネット「健康観察記録表_登校前」参照）により把握することとし、登校時、原則として、幼児児童生徒が校舎に入る前に健康チェック表等を確認すること。ただし、この方法により、3つの条件が発生するなど特段の事情がある場合は、各園・学校の実情に応じて実施すること。

健康チェック表等に未記入がある場合や健康チェック表等を忘れてきた場合は、学校にて検温と体調確認を行うとともに、同居している者の健康状態も確認すること。健康チェック表等の確認により幼児児童生徒本人又は同居している者に症状があることが分かった場合や、登校後に発熱や風邪等の症状が見られる場合は保護者と連絡を取り、下校させることとする。また、早退した幼児児童生徒の兄弟姉妹が自校、又は他の園・学校に在籍する場合、当該の保護者及び園・学校へ連絡し、原則、早退できるようにすること。ただし、早退した時間が降園・下校時間に近い場

合など、兄弟姉妹を同時に早退させる必要がないこともあるため、状況に応じて判断すること。なお、この取扱いは札幌市立幼稚園・学校のものであり、私立幼稚園など設置者が札幌市でない園・学校においては、それぞれの園・学校において対応を判断することに留意すること。

症状を把握してから下校させるまでの間、学校に一定の時間とどまる場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、待機場所については別室の対応とするなど配慮する。（例：保健室にきた子どもに発熱や風邪等の症状があることを把握し、保護者の迎えを待つ場合は、保健室以外の部屋を利用する等。）

なお、幼児児童生徒と教職員以外の入校は極力控えていただくこととし、学校運営上必要な場合においては最小限の関係者の入校に留めること。

※児童生徒と教職員以外の入校については、『~~『子どもの【心と体】と【学び】を守る学校教育プラン』の改訂について新型コロナウイルス感染症対策の強化について~~』（令和~~2~~3年~~7~~5月~~20~~5日付け札教課第~~463~~146号にて通知）を参照。

イ 感染経路を絶つこと

- (ア) 接触感染を防ぐため、目・鼻・口をできるだけ触らないよう指導するとともに、石鹸による手洗いを徹底すること。
 - (イ) 飛沫感染を防ぐため、身体的距離が十分に取れないときは、マスク着用を原則とする。ただし、~~次の場合には、マスクを着用する必要はない~~以下の場合にはマスクを着用する必要はなく、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、~~臨機応変に対応すること。~~
 - a 十分な身体的距離が確保できる場合
 - b 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合
気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなることから、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をした上で、マスクを外させること。
 - c 体育の授業を行う場合
令和2年5月22日付け教育課程担当課長事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を参照
 - d ~~健康上の理由等でマスクの着用が難しい場合~~
本人や家庭から相談があった際には、他の感染対策の徹底により柔軟に対応するとともに、マスクを着用できないことによる偏見・差別が生じないように配慮すること。
- ※ そのほか、児童生徒等本人が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

また、各家庭においてマスクを手作りすることなどについて検討してもらえよう、以下に示すサイトなどを周知すること。

(※) マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

マスクを着用した場合においても、石鹸による手洗いを徹底することが感染防止対策として重要である。また、一度着用したマスクは汚染されている可能性があることから、着用したマスクには触れないようにし、マスクを外す際はゴムや

紐をつまむようにすること。

- (ウ) できる限り子どもの直接的な接触は控え、必要以外の箇所に手を触れないことなどについて、学校で可能な対策を工夫する。
 - (エ) 児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するような座席配置にすることを基本とするが、施設の状態や感染リスクの状態に応じて柔軟に対応することも可能とする。
 - (オ) 学校において歯みがきや洗口を行う場合は、児童生徒等が互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、配慮する。
- ウ 身体全体の抵抗力を高めること
- 身体全体の免疫抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。

(2) 出席停止等の扱いについて

以下、ア、イの内容については、学校ホームページ等による保護者への周知を特に徹底すること。

ア 出席停止

札幌市立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準については、以下のとおりとする。（校務支援システムのキャビネット「出席停止の基準」参照）

なお、保健所から健康観察期間の指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について出席停止とする。

- (ア) 幼児児童生徒本人に感染が確認された場合
治癒するまでの間、出席停止とする。
- (イ) 幼児児童生徒と同居している者に感染が確認された場合
次のいずれかの間、出席停止とする。
 - ① 同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
 - ② 同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
- (ウ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が保健所から濃厚接触者として指定された場合
次のいずれかの間、出席停止とする。
 - ① 幼児児童生徒本人が濃厚接触者と指定された場合
保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、~~出席停止とする。~~
 - ② 幼児児童生徒と同居している者が濃厚接触者と指定された場合
当該濃厚接触者の検査の結果が判明するまでの間
- (エ) (ウ) の場合を除き、幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者がPCR又は抗原検査を受けることになった場合
結果が判明するまでの間、出席停止とする。
 - ※ 幼児児童生徒と同居する者の勤務先等の規則により、定期的にスクリーニング検査を受けるときは、本項を適用しないことができる。
- (オ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合
当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、出席停止とする。
 - ※ 医療機関で別の診断がついた場合はその診断に従う

(カ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居する者が海外から帰国・再入国した場合

(4)のとおりに自宅等で待機となるため、その期間は出席停止とする。

イ 臨時休業

幼児児童生徒、教職員その他園・学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行う。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒について

ア 登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等がある幼児児童生徒が在籍している場合は、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児や基礎疾患等のある幼児児童生徒の状態に基づき個別に登校の判断をする。

(注) 重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

なお、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所へ行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められる。

イ 出欠の扱い

上記により、登校すべきでないと判断された場合には、校長が出席しなくてもよいと認めた日として「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引き等の日数」とする（幼稚園については、備考欄等にその旨を記載）

(4) 海外から帰国・再入国した幼児児童生徒への対応について

~~全ての国・地域海外から帰国・再入国した幼児児童生徒~~はについて、政府の要請に基づき水際対策の取り組みとして一定期間自宅等で待機の要請の対象となっている者は、当該待機の、~~帰国した次の日から起算して14日間~~は自宅等で待機することとなるため、その期間を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。この場合、自宅等で待機した期間については、(2)ア(カ)に基づき出席停止とする。

~~また、入国した日の過去14日以内に入管法に基づく『入国拒否対象地域（※）』に滞在歴のある幼児児童生徒は、政府の要請に基づき新型コロナウイルスの検査を受けることとなるため、検査結果が陽性の場合は(2)ア(イ)に基づいて、陰性の場合は(2)ア(ウ)に基づいて出席停止とする。~~

~~なお、上記取り扱いは厚生労働省の見解によって今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。~~

~~（※）厚生労働省ホームページ（1月8日時点）~~

~~https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1~~

(5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察をするとともに、必要に応じてアンケート調査を実施するなどして、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康

相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に取り組むこと。

特に、児童虐待防止に向け、心配な幼児児童生徒については、丁寧な状況把握を行うとともに、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや児童相談所、各区の家庭児童相談室等の関係機関と連携して、必要な支援を行うこと。また、欠席している幼児児童生徒に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、定期的に幼児児童生徒の状況を把握すること。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

子どもたちの感染は継続しており、感染者や濃厚接触者である児童生徒等が、いつでも差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象となり得るものであることを、認識しておくことが重要である。

海外から帰国した幼児児童生徒、外国人児童生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えばマスクをしていない、咳をしている、登下校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの幼児児童生徒への偏見や差別が生じないようにすること。

なお、医療従事者や社会機能の維持にあたる方を家族にもつ児童生徒等を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとることは不適切であり、あってはならない。

また、新型コロナウイルス感染症に関連したストレス、いじめ、偏見等に関し、「いじめ電話相談（少年相談室）」「24 時間子供 SOS ダイヤル」「子どもアシストセンター」などの相談窓口及び「相談窓口周知カード」の活用について適宜周知すること。

(7) 健康診断について

令和 2 3 年 4 3 月 3 2 日付け札教保第 40541 号「令和 3 年度の児童生徒等の健康診断実施時期の延期および実施に係る留意点の実施要領について」別添、「~~児童生徒等の健康診断の実施に係る留意点等について（令和 2 年 8 月 21 日更新）~~」のとおり。

~~なお、令和 2 3 年度の健康診断については、学校医等と相談の上、感染防止に配慮したうえで、令和 2 年度末までに実施すること健康診断の実施は、児童生徒等の健康状況を把握し、必要な措置を講じるため、毎年 6 月 30 日までに実施することとして、学校保健安全法に定められている。ただし、令和 3 年度の健康診断については、市内での感染拡大状況等を踏まえ、医師会や歯科医師会等の要請に応じ健康診断の実施を見合わせることもある他、学校医や学校歯科医のワクチン接種等の状況への配慮等により実施体制が整わないなど、実施が難しい場合は、6 月 30 日を過ぎてもやむを得ない。可能な限りすみやかに実施すること。~~

(8) 清掃・消毒について【下表：消毒の方法及び主な留意事項について 参照】

通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れるようにする。従って、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。また、前述の清掃活動とは別に消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要である。感染者が発生した場合は、感染者の動線を確認し、その部分の消毒作業を行う。その場合、教員の負担軽減のため、業務委託を行うことも考えられる。

なお、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手

洗い・咳エチケット及び免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、過度な消毒とならないよう、配慮すること。

ア 普段の清掃・消毒のポイント

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・ 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ・ 大勢がよく手を触れるドアノブ、手すり、スイッチなどは1日に1回、水拭き後に、消毒液を用いた拭き取りにより消毒作業を行うか、机、椅子と同様、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替することも可能。

なお、幼児児童生徒の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。

- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・ 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用毎の消毒ではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

イ 消毒の方法

- ・ 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水、亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携することも重要。
- ・ 消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから行わないこと。
- ・ 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないこと、また、換気を十分に行うこと。

ウ 感染者が発生した場合の消毒

- ・ 必ずしも専門業者を入れて施設全体を消毒する必要はなく、感染者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品（感染者が高頻度で触った物品）を、消毒用エタノールか0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。その際は、市教委及び学校薬剤師等と連携すること。
- ・ 症状のない濃厚接触者が触った物品は消毒不要とされている。また、物の表面についたウイルスの生存期間は24時間～72時間くらいと言われていることから、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられる。
- ・ トイレについては、消毒用エタノール又は0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒すること。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	使用方法	留意点
消毒用エタノール	・消毒液を浸した付近やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる。	・引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける ・換気を充分に行う
一部の界面活性剤	【住宅・家具用洗剤】 ・製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 布巾やペーパータオルに、洗剤を薄めた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする	・効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。 ○独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html
次亜塩素酸ナトリウム消毒液	・0.05%の消毒液を浸した付近やペーパータオルで拭いた後は必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。(材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) ・感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用	・必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) ・色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 ・希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない ・換気を十分に行う ・噴霧は絶対にしない ・児童生徒等には扱わせない
次亜塩素酸水	【拭き掃除】 ・製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 ・汚れをあらかじめ落としておく(元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) ・十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす ・少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る	・手指消毒用としては使用しないこと
亜塩素酸水	【拭き掃除】 ・製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈 ・遊離塩素濃度25ppm以上の亜塩素酸水をペーパータオル等にしみこませてから対象物を拭く ・拭いた後数分以上置いた後、水気を拭き取る	・手指消毒用としては使用しないこと ○「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(9) 換気について

換気は、天候や周囲の状況等に応じ、可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30

分に1回、数分間程度、窓を全開にする)、2方向の窓を同時に開けて行うよう努めること。その際、必要に応じて、幼児児童生徒に衣服等による温度調節も促すこと。また、必要に応じ、適切な換気方法を学校薬剤師に相談すること。

ア 換気の方法

- ・常時換気の場合は、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安として廊下側と窓側を対角に開ける。また、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの対応も考えられる。なお、廊下の窓も開けること。
- ・常時換気ができない場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすること。
- ・窓のない部屋を使用する場合は、常時入口を解放し、換気扇を用いるなどして換気に努め、人の密度が高くならないよう配慮すること。
- ・体育館など広く天井の高い部屋や、エアコンが設置されている部屋においても、必ず換気すること。
- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時換気すること。なお、換気設備の換気能力を確認するとともに、学校の換気設備では換気能力が不足する場合が多いことから、自然換気と併用を要することが多いことに注意すること。また、換気扇のファンの汚れが換気能力に影響を及ぼすため、清掃も行うこと。

イ 冬季における換気の留意点（下図参照）

本市においては、気候上窓を開けづらい状況であるが、徹底して換気に取り組むことが重要である。なお、適度な加湿は、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなる冬季において、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスク着用場面が多いことなどに鑑み、無理のない範囲で取り組むこと。

- ・学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。
- ・室温が下がりすぎないように、空き教室等の人がいない部屋の窓をあけ、廊下を経由して、少し暖まった新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温低下を抑えるのに有効。
- ・換気の指標として、学校薬剤師の支援を得て、二酸化炭素濃度※の計測値を参考にすることもできる。

※学校環境衛生基準では1500ppm以下、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等では1000ppm以下が望ましいとされている。昼食時には換気を強化するなど、活動態様に応じ換気すること。

寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

(別添)

1. 基本的な感染防止対策の実施

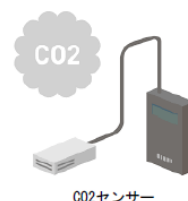
- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり

2. 寒い環境でも換気の実施

- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1000ppm以下を維持



3. 適度な保湿(湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

2 学習指導等に関する事

~~※「一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて」「補充のための授業等を行う場合の留意点」に該当する内容は、「教育課程再編成のガイドライン」(令和2年6月1日付け札教課第292号、札教幼第42号にて通知)に移行~~

(1) 各教科等の指導における感染症対策等に関する事

各教科等の指導においても、1(1)に示した感染症対策を講じるとともに、以下に示す活動は、~~新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として挙げられていることから、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する行わないこと。~~

※(★)は特にリスクが高いもの。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭・技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

~~上記の活動におけるその他の学習活動においても、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」については、実施を控え、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにするとともに、以下の点にも留意すること。~~

ア できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。

イ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

ウ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

エ 体育の授業は、当面の間、できるだけ屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

オ 体育の授業内容については、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数(2～3人程度)での活動(球技におけるパスやシュートなど)を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

~~オカ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど、令和2年5月22日付け教育課程担当課長事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」を踏まえた取扱いとすること。運動時は身体へのリスクを考慮してマスクの着用の必要~~

はないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際には、可能な限りマスクを着用すること。

※水泳については、~~令和2年度は中止する（令和2年5月8・29日付け札教課第212939号・札教学第5039号参照）~~「令和3年度における学校の水泳等の授業の取扱いについて」に基づき、可能な限り実施することとしているが、今後の状況により変更とする場合は、改めて連絡する。

キ 合唱をする際には、マスクを原則着用することとし、合唱している児童生徒同士や指導者等、聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空け、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにすること。

※「合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和2年12月11日付け札教課第840号）を参照。

(2) 通級指導教室に通う児童生徒への対応について

他校に通級する児童生徒は、公共交通機関を利用して通うことが多いため、混雑を避けた指導時間を調整することや事前に児童生徒へ公共交通機関を利用する時の感染防止に関わる指導を行うようにする。

(3) 幼稚園における水浴場等を活用した活動について水を使った遊び等について

~~令和2年度は、幼児が水浴場（ビニールプールを含む）において水浴する活動については、実施しないこと。~~

水を使った遊びを行う場合、ビニールプールやたらい等を用いる際には、幼児同士の距離を十分に保つことや、タオルの共有を避けるなど、感染症対策を徹底すること（~~令和2年6月2日付け事務連絡参照~~）。

※水浴場（ビニールプールを含む）で水浴する活動については、令和3年1月29日付け札教課第939号「令和3年度における学校の水泳等の授業の取扱いについて」に基づき、可能な限り実施することとしているが、今後の状況により変更する場合は、改めて連絡する。

3 学校行事の実施に関すること

(1) 集団宿泊的行事（見学旅行・宿泊研修）については、緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が発令されている期間の実施を見合わせること。

※「~~教育課程再編成のガイドライン~~」（令和2年6月1日付け札教課第292号、札教幼第42号にて通知）に移行

※「~~『子どもの【心と体】と【学び】を守る学校教育プラン』の改訂について~~」（令和2年7月20日付け札教課第463号にて通知）を参照。――

※~~集団宿泊的行事の取扱いについては、「校外における教育活動の実施新型コロナウイルス感染症対策の強化について」（令和2年6月5月24日付け札教課376146号、札教総第673号、札教児第207号にて通知）別添1「市立学校における集団宿泊的行事（見学旅行・宿泊研修）の実施について」を参照。~~

※~~幼稚園における行事については、「『子どもの【心と体】と【学び】を守る幼稚園教育プラン』の改訂について」（令和2年7月21日付け札教幼第66号）を参照。~~

(2) 体育的行事（運動会等）、文化的行事（学校祭等）、交通機関（貸切バスを含む）を利用する校外学習については、緊急事態宣言が発令されている期間の実施を見合わせ

ること。

※児童会・生徒会活動、クラブ活動及びその他の学校行事等については学習指導要領に示された目標及び内容等を踏まえ、実施可能な方法を十分に検討して実施すること。それでもなお、実施が難しい場合は、延期や代替となる取組の設定を可能な限り検討し、所期の目標を達成する指導方法（どのように学ぶか）の工夫に努めること。

4 部活動に関すること

「レベル3」の期間は、~~部活動の実施に当たっては、~~1 (1)に示した3つの条件が同時に重ならないよう配慮するとともに、以下の点に留意した上で実施すること。

- (1) 緊急事態宣言または、まん延防止等重点措置が発令されている期間においては、学校が必要と判断する場合を除き、部活動を原則休止すること。
- (12) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。
- (23) 活動前後の手洗いを徹底するとともに、活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用として活動すること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- (34) 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、~~当面の間、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をするなど、実施については慎重に検討する原則行わないこと。~~
- (45) 生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室や更衣室等の利用に当たっては、短時間かつ密集を避けて利用するよう指導すること。
- (56) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (67) 生徒のけがの防止に十分留意するとともに、体力や技能、技術等に応じた無理のない活動となるよう配慮する。
- (78) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- (89) 活動時間等については、「札幌市立学校に係る部活動の方針」に則ることとし、休養日を確実に設定し、休養の確保を徹底する。また、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むとともに、活動終了後は寄り道などをせず速やかに帰宅するよう指導すること。
- (910) 運動部活動の実施に当たっては、2 (1)に示す体育の授業における、医療的ケア児及び基礎疾患児についてや熱中症、マスクの着用などの留意事項を踏まえること。
- (1011) 交流試合や発表会等を実施する際には、以下の点に留意すること。
 - ・活動内容や移動方法について、事前に保護者に説明し、承諾を得ること。
 - ・参加生徒や引率教員及び保護者等の人数は、会場の広さや参加校数等を踏まえ、密

集、密接を避けることができるよう人数制限等を行うこと。

- ・学校を会場とする場合には、主催者に感染症対策及び使用後の消毒の徹底について確認すること。
- ・会場への移動において公共交通機関を利用する場合には、マスクを着用し、会話を控えるとともに、密集、密接とならないように配慮するなど、適切な感染症予防対策について指導を徹底すること。

~~・交流試合や発表会等を実施する際には、前向きに参加しようとする生徒ばかりでなく、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から大会参加を見送ったり、すでに部活動から気持ちを切り替えていたりするなど、様々な思いをもつ生徒がいることが考えられることから、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、配慮した対応に努めること。~~

- ・感染症の影響により、急遽、大会等に参加できなくなる場合も想定し、事前の指導や心のケアに努めること。指導にあたっては、子どもの気持ちをしっかりと受け止めるとともに、今後の感染状況等を様々想定しながら活動計画を立てるなど、部活動への期待や意欲を損なわないよう配慮に努めること。

(4112) 泊を伴う部活動については、引き続き当面の間、原則として実施しない。ただし、泊を伴う大会やコンクール等に参加する場合には、「校外における教育活動の実施について」（令和2年6月24日付け札教課376号、札教総第673号、札教児第207号にて通知）別添1「市立学校における集団宿泊的行事（見学旅行・宿泊研修）の実施について」に準じて、訪問地の感染状況や引率者の人数、緊急時の体制等について学校として慎重に検討し、万全を期すこと。

(4213) 新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業となった場合、学校が再開するまでの期間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む）、部活動は実施しないこと。

※以上のほか、「部活動に参加する生徒の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」を参照する。（令和2年9月9日付け札教保201号、札教課第588号、札教児第408号）

※合唱の活動を行う場合は、「合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」を参照する。（令和2年12月11日付け札教課第840号）

5 学校給食等の食事をとる場面に関すること

給食の提供等においては以下に配慮すること。

(1) 教室での対応について

ア 飛沫感染を防ぐため、児童生徒同士の間隔を手の届かない程度確保する。

イ 児童生徒は、清潔なランチョンマットを机上に用意するとともに、身支度を整え、正しい手洗いを行う。また、接触感染を防ぐため、手洗い後に顔やマスクを触らないよう気を付ける。

ウ 教職員は、盛り付け及び配食を行う児童生徒の健康状態（下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無）、身支度やマスクの着用を確認し、記録に努める。

※別添記録用紙「給食当番（教職員を含む）健康観察票（参考例）」

また、盛り付けの際は、複数の児童生徒が tong やお玉等を触らないよう気を付ける。

エ 後片付けは、まとめず各自が行い、多くの人が並ばないようにする。また、片付けの後は手洗いを行う。

オ 児童生徒は、必要以外に席を立て歩かないようにする。

カ 食べるときは全員が同一方向を向き、大声での会話を控える。~~る。~~、食後は速やかにマスクを着用する。

(2) 調理・配膳等について

ア 「札幌市学校給食衛生管理マニュアル」等に基づき、学校給食における衛生管理を徹底するとともに、各種帳票等の記録及び保管を遺漏なく行う。

イ アの各種帳票のうち、「日常点検表」の学校給食従事者個人別健康状態記録は、せき等がある場合は備考欄に記載する。体調に変化があった場合は、作業中であっても衛生管理責任者に申し出ることを徹底する。

ウ 学校給食従事者（配膳員を含む）が休憩する際は、3密にならない対策（換気、休憩時間に時差をつける、食事の際の他者との間隔の保持、マスクを外した会話をしない等）について配慮する。

エ 配膳員は、配下膳の際に児童生徒と直接接触しないようにする。

(3) 幼稚園における食事について

幼稚園における食事においては、幼児期の特性を踏まえ、以下に配慮すること。

①保育室等での対応について

- ・ 幼児の座る間隔やテーブルの配置、場所の設定等、環境に配慮するとともに、必要に応じてテーブル等の消毒をする。
- ・ 食事の前後の手洗いを徹底し、食前の手洗い後は速やかに食事の準備に取り組み、不要なものをできるだけ触らないよう幼児に指導する。
- ・ 教職員は、食事の準備や後片付けの際の指導ではマスクを着用し、食事の前後及び食事中は換気を行う。
- ・ 食事中は、大きな声で会話をしないことや立ち歩かないことに、幼児自身が気付くことができるように指導する。
- ・ 食べ終わった幼児から随時後片付けをして次の活動に移る等、時間配分を考慮する。

②弁当等の内容について

- ・ 幼児が食べきれる量及び食べやすい形状にしてもらうなど、保護者に協力を依頼し、飛沫感染を防ぐよう配慮する。
- ・ おやつは個別包装のものにするなど配慮する。

③食後の歯磨きについて

- ・ 食事の後に、園で歯磨きや洗口を行う場合は、幼児同士の距離を保ち、間隔をあけて換気の良い環境で行えるようにする。

(4) 弁当などによる食事の場面

高等学校等で弁当を持参する場合や、教職員の食事の場面においては以下のことに注意すること。

ア 飛沫を飛ばさないような席の配置や、~~距離がとれなければ~~会話を控えるなどの対応を~~工夫する。~~心がける。

イ 食事後の歓談時には必ずマスクを着用する。

6 幼稚園の預かり保育に関すること

預かり保育については、幼児の在園時間が長くなることから、部屋の換気や幼児の健康観察などをこまめに行うこと。

幼稚園が臨時休業中の期間については、保護者に預かり保育の自粛を依頼すること。しかし、やむを得ない理由がある場合は、個別の対応を検討すること。

7 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

(1) 在宅勤務について

在宅勤務については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る在宅勤務取扱要領」（令和2年4月17日教育長決裁）のとおり。

なお、取得単位は原則一日単位ではあるが、時間単位も含め、積極的に活用すること。

ただし、「レベル3」の期間とする。

(2) 時差出勤について

時差出勤については、「時差出勤制度の導入について（通知）」（令和3年3月31日付札教第715号）のとおり。接触機会の低減させるため、勤務時間の後ろ倒しも含め、検討すること。

(3) 休暇の取扱いについて

休暇取得による出勤率減少や、20時以降の勤務抑制等、可能な範囲で接触機会を軽減すること。

なお、新型コロナウイルスに関する休暇の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇の取扱い等について」（令和2年12月28日付け札教第594号通知）~~のとおりを参照。~~

8 学校の活用に関すること

(1) 放課後児童クラブ

感染拡大防止のため、できる限り広い空間での運営が求められていることから、運営団体から施設利用に関して協力依頼があった場合は、可能な範囲で対応すること。

(2) 行政財産の目的外使用

~~使用許可に当たっては、最小限の関係者の入校に留めるほか、使用団体に対し、上記「1（1）感染症対策について」及び「4 部活動に関すること」に準じた対応を求めること。~~「レベル3」の期間は、目的外使用を休止する。

※参考：令和3年4月23日付け札教児第74号及び令和3年5月5日付け札教課第146号

9 保護者への情報発信に関すること

感染症対策を徹底するためには、毎日の健康観察、出席停止の基準、熱中症に十分配慮した適切なマスクの着脱、偏見や差別の防止等については、家庭の理解と協力を得ることが重要であるため、学校ホームページ等による積極的な情報発信に努めること。

※参考：令和2年7月6日付け札教保第126・127号

別紙 幼稚園において特に留意すべき事項について

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、以下の点に配慮すること。
 - ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。
 - ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、以下の点に配慮すること。
 - ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
 - ・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
 - ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。
3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

給食当番(教職員含む)健康観察票(参考例)

2020年 月 日 学年 組

日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
曜日															
給食当番名															
健康状態は良好である (下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状がない)															
身支度を整えてマスクの着用している															
手をきれいに洗っている															
確認者(サイン)															

日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
曜日										
給食当番名										
健康状態は良好である (下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状がない)										
身支度を整えてマスクの着用している										
手をきれいに洗っている										
確認者(サイン)										

注意事項: 学級担任等が確認し、適切でないと思われる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとってください。

別添